

平成28年度 第5回 千葉市社会教育委員会議事録

1 日 時：平成29年1月27日（金）

午前10時00分から午前11時45分まで

2 場 所：千葉ポートサイドタワー 12階 第2会議室

3 出席者：（委員）

西川議長、長澤副議長、岩切委員、小川委員、小椋委員、片桐委員、金田委員、上妻委員、高塚委員、田原委員、松波委員、
（事務局）

大崎生涯学習部長、増岡生涯学習振興課長、村田放課後子ども対策担当課長、大塚生涯学習振興課長補佐、土肥主査、田島主査、小野主査、池上主事

4 議 題

（1）第58回全国社会教育研究大会千葉大会について

（2）公民館への指定管理者制度導入（案）について（経過説明）

（3）放課後子ども教室等について（報告）

5 議事の概要

（1）第58回全国社会教育研究大会千葉大会について

10月27日（木）～28日（金）に開催された第58回全国社会教育研究大会千葉大会・第47回関東甲信越静社会教育研究大会について、参加した委員から感想等を伺った。

（2）公民館への指定管理者制度導入（案）について（経過説明）

公民館への指定管理者制度導入にかかるこれまでの動向を振り返るとともに、公民館利用者等説明会の開催及びそこで挙げられたご意見を報告した。

（3）放課後子ども教室等について（報告）

放課後子ども教室モデル事業及びの平成28年度取組内容及び実績の報告及び放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業について説明を行った。

6 会議経過

（1）第58回全国社会教育研究大会千葉大会について

○（西川議長）本大会は1,300人以上の社会教育関係者の方々にご参加いただき、社会教育委員の皆様にも出席いただきましたので、ご意見やご感想等をお願いします。

○（岩切委員）第1分科会に参加し、全国の社会教育委員と交流しましたが、社会教育への意欲が強く、自らが学校支援のコーディネーターをされている方が多く、感心しました。

どこの自治体にも共通していると感じた点は、学校支援に関わる方の高齢化に伴う人材不足です。

現在は参加者が多いが、10年も経てば成り手不足が深刻な問題になると思います。

○（小川委員）アトラクションで披露された柏市立柏高等学校吹奏楽部の演奏は迫力があり、素晴らしく感動しました。

また、基調講演ではサービス業における人材育成についてお話をされていましたが、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたおもてなしの心を育むものであり、とても参考になりました。

シンポジウムでは少子高齢化が加速する中、地域社会における新しいコミュニティづくりの重要性を学びました。

1, 300人が参加されたとのことでしたが、文化会館が満席になり参加者のやる気が伝わってきました。

○（小椋委員）分科会の意見交換を通して、全体の参加者数が少ないため一人が様々な役割を担っている自治体や、社会教育委員が少ない自治体があることを知りました。

千葉市は社会教育委員が12人いると話したところ、「多いですね」と驚かれ、地域差があると感じました。

○（片桐委員）第5分科会に参加しましたが、十勝から参加された台風の被害に遭われた方や千葉県内でも津波の被害に遭われた方がおり、実際の体験談を聞いて驚くことが多かったです。

○（金田委員）私も第5分科会に参加しました。

北海道や高知県の方から防災の取り組みを伺い、地域で様々な工夫をされていたので参考になりましたが、災害発生前と発生後の対応についての議論を分けて行う事が出来ればもっと良かったのではないかと思います。

○（松波委員）柏市立柏高等学校の演奏は高校生とは思えないほど素晴らしかったです。

私も第5分科会に参加しましたが、地域によって社会教育委員の在り方が全然違うと感じました。

社会教育委員として学校や町内会において様々な活動をされている方がおり、私たちも他にもできる事があるのではないかと思います。

○（田原委員）柏高等学校の演奏は凄かったですね。

やはり全国的に有名な部活動だけあって、千葉県の高校生は自慢できると思いました。

明石先生がシンポジウムにてロボットが席卷し、人間の職業が無くなる時代がくるが、心は人間に勝てないと話されていたのが印象に残りました。

とても楽しかったです。

○（高塚委員）盛会に行われたので良かったと思いますが、今回大会で取り上げた課題は殆どの方が認識している問題なので、インパクトが足りないと感じました。

参加者が新鮮な気持ちで帰れるものがあった方が良かったと思います。

また、千葉市の社会教育事業を話した際、他の自治体の社会教育委員に驚かれ、千

葉市がいかに素晴らしい取り組みをしているか再認識しました。

○（上妻委員）物産店で「梨たれ」をいただきました。

初めて食べましたがとても美味しく、大勢の参加者も購入されており、食の分野でも千葉の魅力が伝わったのではないかと思います。

分科会は第5分科会に参加し、社会教育委員として地域防災のため何ができるのか私の中で課題になりました。

○（西川議長）今年の大会の特色は分科会でした。

少人数のグループ制にし、全参加者が発言できる環境にしましたが、その分グループ内の時間調整が難しく、まとめが不十分な班があったのが課題ですね。

第5分科会の事例発表では旭市の方が提案をされていましたが、津波体験者の話を直接聞ける点は好評でしたね。

基調講演、シンポジウム、分科会とそれぞれ成果があったと思いますが無事に大会が終了したことを改めて報告します。

（2）公民館への指定管理者制度導入（案）について（経過説明）

○（西川議長）議題2 公民館への指定管理者制度導入（案）について（経過報告）について事務局より説明をお願いします。

○（増岡生涯学習振興課長）

資料1-1「公民館への指定管理者制度の導入に向けての動き（これまでの経過）」をご覧ください。

平成24年度から26年度までの千葉市新基本計画第1次実施計画において「指定管理者制度や施設利用にかかる公平な受益者負担の導入について検討」が盛り込まれました。

これを受け、社会教育委員会議で平成24年7月26日から平成28年4月19日の平成28年度第2回社会教育委員会議まで、8回議論を重ねていただきました。

平成28年3月25日の平成27年度第3回社会教育委員会議において、今までの議論を受けたかたちで、資料1-2「公民館への指定管理者制度の導入について（素案）」を提示しました。

今年度に入り開催した2回の会議での議論を踏まえ、5月31日の第3回社会教育委員会議において、概ねの社会教育委員が指定管理者制度の導入を肯定している中、「公民館における指定管理者制度の導入について（意見のとりまとめ）」を千葉市教育委員会に提出していただきました。

内容は「概ねの委員が、これまでの指定管理者制度の導入実績や公益財団法人である教育振興財団が管理することによる継続性、専門性向上の観点等から、導入に肯定的であった。しかし、一部の委員から経費の再配分の実現性や災害時の対応などの観点から、社会教育施設として直営で管理すべきであるという意見がある。これらを踏まえながら指定管理者制度の導入を含めた公民館のあり方について検討し、市民サービスの向上に向けて必要な施策を実現すべきである」となっております。

次に、平成28年5月31日付けで、公民館を考える会が千葉市議会に対し陳情書を提出しました。

内容は、公民館への指定管理者制度の導入については、拙速に決めることなく、じっくりと時間をかけて慎重な審議を行うべきとするとのことでした。

これを受けて平成28年6月の第2回市議会定例会教育未来委員会において陳情が審議され、結果は継続審議となりました。

その際使用した資料が1-3「公民館への指定管理者制度の導入について(案)」です。

我々としては、平成28年6月30日から11月11日まで公民館運営審議会、公民館運営懇談会、公民館利用者等への説明を実施しました。

対象は各区運営審議会6回、各館運営懇談会47回、公民館利用者への説明47回、計100回ですが、合同で実施したものもありますので、開催回数は80回でございます。

その際使用した資料は、第2回市議会定例会で使用した資料をベースに、の資料に当課の連絡先等を追加したものです。

この説明会を実施している間に開催された平成28年9月の第3回市議会定例会教育未来委員会にて陳情が審査され、再度、継続審議となりました。

平成28年12月の第4回市議会定例会教育未来委員会において引き続き陳情が審査され、採択となりました。

その際使用した資料は、1-4「公民館への指定管理者制度の導入について(案)」です。

この資料は今までの資料をベースとし、より分かりやすくしたものです。

1「(1)説明会」をご覧ください。

平成28年6月から11月までの説明会で出された意見等を記載しております。

2「(3)公民館の目指す方向性」では短期的な方向性、中長期的な方向性、3「(1)生涯学習センターとの連携の推進」では生涯学習センターと公民館の体系的な連携を示すなど、具体的に分かりやすい資料にしました。

平成29年1月21日市民説明会を各区1会場で実施し、資料1-4を使用しました。

○(西川議長) 只今の説明に対し、質問や意見はありますか。

○(長澤副議長) 6月から11月にかけて80回、1月21日6か所で実施した説明会の延べ出席者数は何人でしょうか。

○(増岡生涯学習振興課長) 80回開催した説明会は1,559人、1月21日の説明会には54人が参加しました。

○(長澤副議長) 1月21日の説明会では、市民からどのような意見が出されましたか。

○(増岡生涯学習振興課長) 賛否両論ありましたが、概ね否定的な意見が多く、具体的には「指定管理者制度導入により公民館の数が減らないようにしてほしい」・「社会

教育施設である公民館を本当に考えるのであれば市が運営すべき」・「現行と運営内容が変わらないのであれば直営を堅持すべきではないか」・「活動についてこれまでと同様の活動ができなくなったり、使い勝手が悪くなったりするのではないか」・「現在公民館と市民の関わりが良好なので、これを崩さないでほしい」・「人件費を削減することで優秀な人材が集まるのか疑問である」・「いずれ有料になるのではないか」・「公民館図書室と図書館の連携はどうなるのか」・「災害時における避難所として不安だ」などございました。

○（田原委員）社会教育委員会議の中で何度も議論を重ね、我々社会教育委員会議としては、指定管理者制度導入もやむを得ないという意見でとりまとめ、教育委員会へ提出しましたが、今回議会に提出された陳情書が採択されたこととは何か関係がありますか。

○（増岡生涯学習振興課長）意見のとりまとめは教育委員会に対し、検討材料として提出したのになります。

一方、陳情書は、意見のとりまとめとは別に、公民館を考える会の方が「指定管理者制度の導入について拙速に進めるべきではない」という意見を市議会に対し陳情したものです。

それが審査され、平成28年第4回定例会において採択されたという流れです。

○（金田委員）採択とはどういうことですか。

○（増岡生涯学習振興課長）議会でその陳情が認められたということです。

○（金田委員）陳情書が認められたということが、どういうことなのかよく分からないのですが、指定管理者制度の導入について議会にかけにくくなったということですか。

○（大崎生涯学習生涯部長）議会に提出された陳情書の趣旨は、公民館への指定管理者制度の導入に関して拙速に進めることなく、慎重に審議を進めてほしいという願いが込められた内容であったと理解しています。

それを踏まえ、教育未来委員会で3回にわたって審査を行い、12月の市議会において採択されたところです。

採択されたということは、教育委員会としても拙速に進めることなく慎重に進めるべきと受け止めております。

その上で教育未来委員会より、各公民館利用者説明会に出席できなかった方もいるのではないかと指摘もありましたので、一旦は説明会を終えましたが、必要であれば再度開催していくということと、1月21日に各区で説明会を開催し、市議会で使用した資料を用いて、改めて指定管理者制度導入の考え方についてご理解をいただけるよう、広く説明したということがございます。

○（金田委員）5月31日に出された陳情書は、社会教育委員会議の意見のとりまと

めを踏まえて提出されているのですか。

○（大崎生涯学習部長）意見のまとめを踏まえて提出しているかについて、我々が直接確認できる話ではないのですが、3月25日の第3回社会教育委員会議において素案を示しておりますので、それをご覧になったうえで「拙速に決めることなく、じっくりと時間をかけて慎重な審議を行うべき」と考えて陳情書を出されたものと私は理解しております。

○（田原委員）採択されたということは、もう一度社会教育委員会議で審議しますか。

○（高塚委員）社会教育委員会議において、意見の食い違いはありましたが、何年にもわたって慎重に意見をまとめて結論を出してきたので、議会を軽視するという意味ではないですが、我々のスタンスは変えず、そのまま進めるべきだと思います。

これまでの経緯から考えても、最初からやり直すのは有り得ないと思うので、我々が考えてきた事柄を反映して意見をいただきたいと思います。

そうでなければ、我々が4年間かけて議論してきた意味がなくなってしまうと思います。

○（金田委員）陳情書が採択されたことは分りましたが、これ以上検討しても同じだと思いますので、僕らの気持ちとしては条例改正案を議会にかけてほしいですよ。

○（田原委員）社会教育委員としては意見をとりまとめた訳ですから、これ以上検討しても同じことしか出てこないと思います。

○（小川委員）私も高塚委員と同じ意見です。

平成24年7月26日から何年にもわたって議論してきた結果、平成28年5月31日に意見をまとめて教育委員会に提出したので、社会教育委員会議としては、指定管理者制度についての意見は出し尽くしました。

ですので、陳情が採択されたからといって、振り出しに戻って同じ議論をするのは無意味だと思います。

○（長澤副議長）私は指定管理者制度の導入については色々な問題があると考え、慎重に審議するべきだと発言してきましたが、これまで8回議論を重ね、平成28年3月25日に素案が出されました。

そして、これに基づいて議論をし、意見のまとめを教育委員会に提出しました。

ところが、資料1-3は書いてある文言が違います。

資料1-3は社会教育委員会議にかけられないで、平成28年6月の第2回定例会に出されています。

そして、第4回定例会に出された資料1-4も、社会教育委員会議にはかけず、教育委員会が2つ目の案として議会に出しています。

第2回定例会に出された案も、第4回定例会に出された案も、社会教育委員会議では議論されておられません。

社会教育委員会議にて議論されたとの意見がありましたが、私は社会教育委員会議での議論は全然踏まえていないと思います。

例えば、資料1-4では職員配置の問題が記載されていますが、資料1-2では、柔軟な職員配置による管理運営費の再配分といった記載はされていません。

つまり、具体的にどのように指定管理者制度導入を進めていくかの案が3月25日の段階では出ておらず、第4回定例会で初めて、職員体制について出ている訳です。これも社会教育委員会議で議論していないですよ。

また、資料1-4「公民館をとりまく社会情勢」に記載されている「時代の変遷による生涯学習ニーズの多様化」等は、資料1-2では課題として記載されていました。

資料1-2で「本市の公民館の現状」で書かれていたものが、資料1-4では「公民館が抱える課題」として記載されている。

素案で書かれていた現状が課題になり、課題が現状になるのは私には分かりません。

一番の問題は、資料1-4裏面「②指定管理者制度導入後の公民館における生涯学習センターとの連携事業」に「ICT・環境・防災等・現代的課題講座に対応する講座の初級編を公民館で実施」「さらに学習を深めたい受講者に対しては生涯学習センターでより専門性の高い講座を実施」と記載されているが、これは社会教育委員会議では議論されていないにも関わらず、第4回千葉市議会定例会に出している。

公民館は初級講座を実施し、生涯学習センターで専門性の高い講座を実施するなどということは、社会教育法第20条の公民館の目的に書かれていません。

公民館の本来の役割について、社会教育委員会議では議論していないと思います。

事務局が指定管理者制度の案を出すのではなく、社会教育委員会議において、導入をすべきかどうか、また、導入するとすれば、どのように制度設計をしていくべきか議論すべきだと思います。

資料1-3も資料1-4も社会教育委員会議で議論されていないので、社会教育委員会議で議論をし尽くしたとは考えていません。

○（高塚委員）社会教育委員会議では指定管理者制度導入の大まかな方向性を議論してきたが、細かな点についてまで議論できていません。

しかし、その部分については事務局で案として出していると思っていますので、この会議で全てが出てくることは有り得ないと考えています。

○（金田委員）素案が出されてから社会教育委員会議において2回議論をしてきたので、それを踏まえて事務局は案を作成したのだと思います。

資料については多少変更があったようですが、それをもって議論をしていないことにはならないのではないのでしょうか。

平成28年度第1回、第2回社会教育委員会議で各委員が皆さん意見を出し、議論をしたうえでとりまとめを作成されたので、それが議論されていないことになってしまうと、その会議は意味が無いことになってしまいます。

○（長澤副議長）そんなことは無いと思います。

平成27年度第3回社会教育委員会議で出された素案についての議論はとても大事なことだと思います。

先程、高塚委員が社会教育委員会議では指定管理者制度導入の大まかな方向性が決まっていると話されましたが、指定管理者制度導入については公募にするか非公募にするかなど、細かなことがたくさんある。

社会教育委員会議で意見をまとめた際、教育委員より「指定管理者制度の導入は賛成だけど、非公募について議論をした」と伺いましたが、非公募にするか公募にするかで全然違っていきます。

要するに、教育振興財団を選定するかどうかはすごく大きな問題だと思います。

他の委員が大まかな方向性について納得されたとしても、導入の進め方は教育に関わる大事な問題であり、千葉市の公民館のあり方を考える社会教育委員会議として細かなところまで話さなくて良いのでしょうか。

○（高塚委員）議事録を読めば分かりますが、公募・非公募の議論については、社会教育委員会議でも取り上げており、それぞれのメリットについて議論をしたので、細かい部分についても話をしていることになります。

その他についても、直接的な話はしてなくても、社会教育委員会議で審議した方向性に沿って事務局が案を作成しているので、全然議論に出てこなかったとは思いません。

○（小川委員）生涯学習センターのノウハウを活かせる教育振興財団を指定管理者に選定する方向で議論をしてきたので、公募・非公募について社会教育委員会議でも議論していると認識していました。

○（西川議長）そういう流れがありましたね。

○（岩切委員）私も他の委員と同意見でして、基本的な議論はし尽くしてしており、確かに細かな点は提示されていないものもあると思いますが、「柔軟な職員配置による管理運営費の再配分」についての議論行われたと理解しています。

恐らく事務局は、陳情の審議に対し、より分かりやすく説明するために具体的に表記し、全体像を描いていると思います。

日程などの時間的な問題もあるため、同じ形の資料として提示はされなかったかもしれませんが、社会教育委員会議にてとりまとめた意見書と基本的な方向性が変わっていなければ、多少の資料の変更はやむを得ないと思います。

ただ、今後議会に上程するような状況になれば、我々で詳しく確認すれば良いのではないのでしょうか。

○（西川議長）社会教育委員会議として、指定管理者制度導入そのものについてこれまで議論をしてきました。

その中で、様々な意見が出され、それらを踏まえて事務局が案をまとめて議会に説明してきたという経緯がありますが、長澤副議長が話されたような細かな点については、この会議で触れることは難しく、そこを勘定して、事務局がとりまとめたということですね。

○（大崎生涯学習部長）平成24年から社会教育委員会議で公民館のあり方等について議論を進めてきた中で、3月25日に素案をお示したことはご理解いただけていると思います。

しかし、長澤副議長より社会教育委員会議で使用した資料と定例会で使用した資料が異なるとの指摘がありましたが、私達としては、素案を作成後、議会での審議、利用者説明会などを踏まえ、説明を受けた方々から分かり辛いといったご意見がありましたので、出来るだけ分かりやすい資料になるよう、多少修正をいたしました。

しかし、内容を含めた趣旨は基本的に変えておらず、また、条例案も市議会に出していないので、その前段階として陳情に対する説明資料としてお示したものです。

社会教育委員会議の基本的なスタンスは、「これらを踏まえながら指定管理者を含めた公民館のあり方について検討し、市民サービスの向上に向けて必要な施策を実施すべきである」という意見のまとめの中に込められており、それを受けて、事務局が指定管理者制度を導入すべきと判断した際には、市議会に対して条例改正案を提出することになるのではないかと考えています。

その中で、もっと細かな点に対する議論をというご意見もあるかと思いますが、これまで行われてきた議論を踏まえて現在の制度案を設計してまいりましたので、社会教育委員の皆様のご理解が得られればと考えております。

○（小川委員）この12月の議会で陳情が採択された訳ですが、具体的にはどういったところが問題になったのでしょうか。

○（増岡生涯学習振課長）指定管理者制度導入に反対の方、制度の変更について市民の理解度が低いとお考えの方、導入は賛成だがより良い制度にするために時間をかけて進めてほしいとお考えの方、また、説明会は行っており拙速に進めている訳ではないので、導入を進めるべきなど、と様々な意見が出ておりました。

○（岩切委員）教育未来委員会では公募・非公募についての意見は出てきましたか。

○（増岡生涯学習振課長）指定管理者制度導入に対して理解を示していただいている会派については非公募でも構わないとのことでした。

○（西川議長）公募で行うべきとの意見はありませんでしたか。

○（増岡生涯学習振課長）公募で行うべきとの意見はなかったと記憶しております。

○（大崎生涯学習部長）まだ条例改正案を提出している段階ではないので、公募・非公募を含めて教育未来委員会の場で本格的な議論がなされたかということ、それは難しいところではないかと思いますが、仮に公民館に指定管理者を導入する場合は、非公募で教育振興財団を指定したいという思いがあるということは、教育未来委員会でお伝えしております。

そして、実際に条例改正議案を提出した際には、当然公募・非公募も議論の対象になるものと考えています。

また、陳情が出された際に、法律的な観点から、公民館に導入が可能なのかを含めてご説明をし、その後の審議の中では、公民館は直営で管理するべきといったご意見や、指定管理者制度導入によるメリットについて議論をしてきたところです。

○（西川議長）社会教育委員会議としては、なかなか細かな部分までの議論は難しいところもありますが、長澤副議長のご意見も一理あるのはよく分かります。

社会教育委員会議はあくまで基本的な方向性を確認しながらこれまで議論を進めてきましたが、そこには長澤副議長のおっしゃるような点も踏まえたうえで、事務局は案を示していると思います。

○（長澤副議長）先程1月21日に開催した各区の説明会では否定的な意見が多かったと話されましたが、私はやはりまだ市民の理解が得られておらず、社会教育委員でもっと議論するべきだと思っています。

そこで確認ですが、条例改正案はこの社会教育委員会議にはかけられますか。

○（増岡生涯学習振課長）社会教育委員会議は条例改正案の議論をする場ではなく、それぞれのお立場からご意見をいただく場だと思っておりますので、教育委員会議を経て、議会で議論するものと考えております。

○（長澤副議長）条例改正案の中にこそ大事な問題が含まれており、社会教育委員会議にかけないのは理解できません。

○（大崎生涯学習部長）資料1-2の基本施策のとおり「指定管理者制度（非公募）を導入し、教育振興財団を指定管理予定候補者とする」と素案に示し、また、社会教育委員の皆様のご意見をとりまとめる過程で、多くの肯定的なご意見と一部の委員の反対意見の両論を併記し、最終的に社会教育委員会議として、市民サービスの向上に向けて必要な施策を実施すべきというまとめになりました。

それを踏まえて、公民館に指定管理者を導入すべきと判断した場合は、教育委員会議にかけたうえで、市議会に条例改正案を出す手続きを取ることになります。

○（長澤副議長）本当に重要な事柄を社会教育委員会議にかけないのは、私には理解できません。

○（西川議長）1月21日に開催した説明会ほどの様な否定的な意見が多かったのですか。

○（増岡生涯学習振課長）導入について反対だと明言された方と、全面的に反対ではないが部分的に気になる事項がある方がいました。

各公民館で説明した際は「システム等が変わると使い勝手が悪くなる」「公民館職員との良好な関係を築けているため崩したくない」といったご意見が多かったので、利用上は大きく変わらない旨申しあげたところ、変わらないのであれば指定管理者制度を導入する必要もないのではないかとのご意見もありました。

表面上は変わらなくても、中身の奥底にあるベースは確実に良い方向に変わるとご説明したものの、ご理解がいただけず残念でしたが、6月30日から11月11日まで実施した説明会では、制度について多くの方に理解いただけたのではないかと思います。

○（小川委員）指定管理者制度は一般の方には馴染みがなく、説明が無ければ理解が出来ない人もいるのではないですか。

○（増岡生涯学習振課長）皆さんが知っているという前提で話をすると分らない方もいるため、初めに指定管理者制度がどのようなものか、国全体で導入した経緯、民間企業等の力を活用した運営等について説明し、ご理解をいただいています。

○（長澤副議長）指定管理者制度はコストカットのツールです。予算の再配分でなぜ色々とお金がでてくるかといったら、市の正規職員を非正規職員にし、人件費を削減するからですね。

指定管理者制度は、市民サービスの向上と経費節減が無ければ導入する意味がない。

資料1－2では課題に厳しい財政状況と記載されているが、資料1－3と資料1－4では課題にそれが記載されていない。文言がどんどん変わるので、何のために指定管理者制度を導入するのか理由が分かりません。

市民の方も分からないのではないのでしょうか。

○（増岡生涯学習振課長）当初、指定管理者制度導入の検討にあっては、コスト削減といった趣旨が強かったと思いますが、コストカットを重視することより市民サービスを重視すべきであるとの通知が国からも出されており、我々としては、全体の経費削減よりも、サービスの向上のために何が必要か、どのような経費の配分が必要かを考えておりますので、最終的には経費削減にもなるかと思いますが、それに主眼をおいているわけではありません。

○（小川委員）経費節減は一つの大きな考え方であると思いますが、民間で出来ることは民間でやってもらうという流れがあります。各自治体でも指定管理者制度を導入して年数が経ち、実績もありますよね。

社会教育法の理念からみた指定管理者制度導入の可否について話がありましたが、文部科学省は問題ないと判断しており、ここで人件費カットがあるからと賛否の議論を戻してしまえば、今まで議論してきたものが振り出しになってしまうのではないのでしょうか。社会教育委員会議としては、教育委員会に意見のまとめを出した段階で審議が終了したと認識しています。

○（高塚委員）先日行った教育委員と社会教育委員の意見交換会で子どもが行きたい施設の話になり、人気が高かったのは科学館とこども交流館でした。

この両施設は指定管理者制度を導入していますが、所管課と密に連絡を取り合っていれば運営に問題はないと思います。

導入のきっかけは経費削減の可能性があったとしても、施設と組織の活性化に繋が

れば、新たな成果が生まれるのではないかと思います。

○（西川議長）意見の繰り返しがありましたが、社会教育委員会議としてのスタンスを変えず、両論を踏まえて事務局が検討しながら進めていくことになりますね。

指定管理者制度の導入に関する詳細の決定等は、今後進展があると思いますが、現時点の状況は確認できましたね。

（３）放課後子ども教室等について（報告）

○（西川議長）議題２ 放課後子ども教室等について（報告）について事務局より説明をお願いします。

○（村田放課後子ども対策担当課長）資料２をご覧ください。

千葉市の教育に関する大綱ですが、平成２７年４月から総合教育会議を開催し、基本方針等を策定しました。

その中で重点的に取り組む項目として、子どもたちの放課後等の充実等が挙げられています。

内容は、安全・安心に過ごす場を確保し、子どもたちの放課後や休日の一層の充実を目指す。また、子どもルーム・放課後子ども教室の関係機関と連携し、学習支援等付加価値のあるものとするよう取り組むとしています。

２７年度の取組みは、課題・現状を整理し、関係機関と検討会議を実施しました。

資料２ページをご覧ください。

２８年度の取組内容は、モデル事業です。

教育委員会内に総合コーディネーターを配置し、企業・団体・NPO法人等の協力を得て、多種多様なプログラムを今年度は１０校で実施しております。

資料３ページをご覧ください。

モデル校の実施状況ですが、実施回数及び申し込み人数はどちらも増えています。

実施の様子を見学した際、子ども達は楽しそうにプログラムに参加していましたが、コーディネーターは回数の増加に伴い、負担が増えている現状です。

資料４ページにはモデル校のプログラム実施例を掲載しております。

資料５ページをご覧ください。

今後の放課後対策の展開ですが、千葉市の放課後施策の方向性としては、全ての子どもが安全・安心に過ごせる居場所の提供、全ての児童を対象に「学びのきっかけ」を提供するとともに、納得感のある保護者費用負担を検討し、財政的に安定した運営を実現するとしています。

これを踏まえ、２９年度の取組みは放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業を稲浜小学校で実施します。

次に総合コーディネーターを配置した放課後子ども教室モデル事業も継続実施し、児童や保護者のニーズを踏まえて月額に参加費を要する継続プログラムを導入します。

この２つのモデル事業を検証し、千葉市放課後子どもプランを策定し、千葉市放課後施策の方向性を実現するための具体的な事業計画を示していきたいと考えております。

資料6ページをご覧ください。

放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業を2年間実施し、今年度始めた放課後子ども教室モデル事業も継続実施するため、当面は従来型の放課後子ども教室と3つの実施体制を進めていきます。

放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業の詳細について、参考資料をご覧ください。

事業の概要ですが、稲浜小学校1校で実施し、時間は資料に記載のとおりです。

管理・運営は事業者が行い、多様なプログラムを最大で週5日実施します。

その中で、より多くの選択機会を提供するため、参加費を要する継続プログラムを実施し、自由遊び・生活の場は週6日を確保します。

対象者は参加を希望する全児童ですが、午後5時以降は就労家庭の児童のみとなるため、定員40人となります。

1日の過ごし方としては、授業終了から午後5時までは放課後子ども教室的な多様な活動、午後5時から7時までを子どもルーム的な生活の場とします。

金額は、昼間は月額2,000円、夜間は月額5,000円となります。

スケジュールですが、昨年10月保護者説明会を開催し、12月市議会に補正予算案を提出し可決されました。

既に児童の募集を開始し、現在公募した運営事業者の審査を行っております。

2月には登録児童の決定、運営事業者による説明会を行い、4月より事業を開始いたします。

○（西川議長）事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はありますか。

○（田原委員）運営事業者はどのような企業や団体ですか。

○（村田放課後子ども対策担当課長）他の自治体でも放課後子ども教室と子どもルームの一体化が進んでおり、そこで実績がある事業者等4社の応募がありました。

○（田原委員）学校を長時間開放するに当たり、管理体制等はどうなっていますか。

○（村田放課後子ども対策担当課長）子どもルームは学校の一部教室を借りた場合、警備も学校セキュリティとは分けていましたが、同様に事業者が学校とは別途管理していくことになります。

○（田原委員）一体型モデル事業が成功すれば、全校で行いますか。

○（村田放課後子ども対策担当課長）2年の実施期間がありますので、効果等を検証した上でどのようにするか、プランの中で示していきたいと思っております。

○（田原委員）稲浜小学校の児童数を教えてください。

○（村田放課後子ども対策担当課長）4月1日の推計児童数は142名です。

○（田原委員）定員より応募者数が多くなってしまう可能性があったと思いますが、小規模校の方が良かったのではないですか。

○（西川議長）どうして稲浜小学校で実施するのですか。

○（大崎生涯学習部長）現在、放課後子ども教室は実施しておりますが、子どもルームは無く、子どもルーム設置に向けた改修工事を実施しております。

今後、稲浜小学校隣接地域で大規模な宅地開発が想定されており、児童数の増加が見込まれております。

現在、実行委員会方式と活動支援方式の2通りで事業を進めておりますが、国も一体型事業を積極的に推奨しており、また、地域の方々等の子どもルーム設置の要望もあったため、稲浜小学校をモデルとして2年間事業を実施することになりました。

今後の方向性ですが、本市においても小規模校と大規模校が二極化しており、大規模校化している学校では教室が足りず、一体化事業を実施するのは困難な状況です。

各地域によって児童数が異なるため、状況を見極めつつ、児童や保護者の意見も伺いながら、全市的に広げるかどうか2年間検証をした上で次の方向性を見定めていきたいと思っております。

○（田原委員）現在子どもルームは保護者が迎えに来たら児童を帰しますが、一体型事業も同じですか。

○（小野主査）放課後子ども教室的な昼間のサービスは午後5時までになります。それまでは現在の放課後子ども教室と同様、基本的には自由に帰宅できることとし、それ以降の夜間まで延長して利用する場合には、原則保護者によるお迎えをお願いしたいと思っております。

○（高塚委員）二つの所管課が展開する事業を今回併せて実施するという事で、今回生涯学習振興課は大きな課題を引き受けたと思いますが、教育委員会とこども未来局の関係がどうなっていくのか気になります。

他の小学校では、まだ放課後子ども教室と子どもルームの所管課を分けていますが、本当に子どもの居場所を考えて行っているのでしょうか。

○（西川議長）私も高塚委員と同じ考えです。

○（大崎生涯学習部長）子どもルームを所管している健全育成課は、元々、教育委員会の青少年課において事業を担っておりました。

新設されたこども未来局へ移管した事業と、教育委員会内にある事業との整理は今後も行わなければならない訳ですが、どちらで実施した方が効果的・効率的なのか、これからの組織の在り方の中で検討しなければいけない課題だと思っております。

○（岩切委員）なぜ一体型にすると、日中も有料になるのですか。

○（村田放課後子ども対策担当課長）今まで放課後子ども教室は、地域の方々のボランティアの方々が週1日程度実施していましたが、週6日とサービスを手厚くするため、保護者の皆さまに負担を求めていきたいと考えているためです。

○（岩切委員）その見守りをする人は、地域の有償ボランティアの方々ですか。

○（小野主査）月曜日から土曜日までサービスを提供するためノウハウのある事業者にも業務委託をしますが、10年間ボランティアの方々にご協力いただき培ってきた部分もありますので、地域性を活かすため、負担が生じない範囲で協力を呼びかけたいと思います。

○（岩切委員）安定して運営するために2,000円徴収するということですか。

○（村田放課後子ども対策担当課長）必要経費に対し、子どもルームと同じ割合の保護者負担分を計算し、利用料金を2,000円にしました。

○（長澤副議長）有料プログラムを選択した場合は、利用料金に有料プログラムの料金が加算されるということですか。

○（村田放課後子ども対策担当課長）利用料金と別に、参加費を要する継続プログラム料金を設定し、事業者が徴収します。

○（長澤副議長）放課後子ども教室参加者と、子どもルーム参加者は同じ空間で過ごしますか。

○（村田放課後子ども対策担当課長）一体型のため、参加児童に区別はなく一緒に活動ができます。そのため、生活の部屋とプログラムを実施する部屋を確保し、他にも体育館や特別教室をお借りしながら運営します。

○（上妻委員）放課後子ども教室では保険に入りますが、一体型事業ではどうですか。

○（小野主査）放課後子ども教室は運営委員会に委託しているため、安全管理等の観点から個人で保険加入をお願いしていますが、一体型事業では運営者責任が生じるため事業者には保険に入っていただきますので、個人加入は不要になります。

○（松波委員）有料プログラムはいくらを想定していますか。

○（村田放課後子ども対策担当課長）まだ事業者が決まっていないため金額は設定できていませんが、会場費や広告料がかからないため市場価格よりも安く設定し、参加者に還元したいと思います。

- （松波委員）他の企業でも放課後子ども教室に似た事業でプログラムを提供しており、参加日を自由に選べるがそれに近い部分もありますか。
- （大崎生涯学習部長）詳細は事業者がどのような提案をするかによります。
学校の施設を活用するので、料金は市場価格より安く設定するよう事業者をお願いします。
- （松波委員）子どもルームは学校を選べますが、一体型事業は稲浜小学校に通っている児童のみを対象としていますか。
- （村田放課後子ども対策担当課長）一体型事業については、原則、稲浜小学校に通っている児童に限定しています。
- （松波委員）低所得者支援の実施と記載しているのは、生活保護者ですか。
- （村田放課後子ども対策担当課長）生活保護受給者と非課税世帯が対象で、無料になる方と半額になる方がいます。
- （西川議長）他にご意見がなければ、以上で本日の会議を終了します。
(閉 会)

問い合わせ先	千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課
電 話	0 4 3 - 2 4 5 - 5 9 5 3
ファックス	0 4 3 - 2 4 5 - 5 9 9 2
電子メール	shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp